

青森県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

青森労働局及び青森県は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、青森県において、地域の関係機関が参画し、以下の事項について協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

- (1) 職業能力開発促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条 2 項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、青森県における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進及び訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等
- (2) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項に規定する教育訓練給付について、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大等

2 名称

協議会の名称は、青森県地域職業能力開発促進協議会とする。

3 構成

協議会は、以下に掲げる者又は機関が推薦する者を構成員とする。

- (1) 学識経験者
職業能力の開発及び向上の促進に関する分野に精通している者
- (2) 事業主団体
一般社団法人青森県経営者協会
青森県商工会議所連合会
青森県中小企業団体中央会
青森県商工会連合会
- (3) 労働者団体
日本労働組合総連合会青森県連合会
- (4) 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部
青森県専修学校各種学校連合会
青森県職業能力開発協会
一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会
リカレント教育を実施する大学等
- (5) 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- (6) 青森県
青森県経済産業部
青森県教育庁
- (7) 青森労働局
- (8) その他関係機関が必要と認める者

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、原則として年 2 回以上の開催とする。

7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、青森県の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関すること。
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関すること。
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関すること。
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関すること。
- (5) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

8 事務局

協議会の事務局は、青森労働局職業安定部に置く。

9 その他

- (1) 協議会資料及び議事録等については、協議会について申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第 15 条第 3 項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 11 月 12 日から施行する。

令和 4 年 11 月 29 日 制 定
令和 6 年 3 月 8 日 一部改正
令和 6 年 11 月 12 日 一部改正